平成２６年（フ）第５４５０号
大阪府高槻市津之江町２丁目13番16号、前住所大阪府枚方市高野道１丁目14番12号
債務者　森口ますみ
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５３７号
大阪府東大阪市東鴻池町２丁目３番16号
債務者　西口　隆子
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５７１号
大阪府大東市北新町17番302号
債務者　山田　正則
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７号
大阪市鶴見区諸口３丁目２番１―303号
債務者　佐藤　牟雄
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８号
大阪市西淀川区姫里２丁目12番18号　レオパレスエスペランザ101号室、前住所大阪市西淀川区福町３丁目４番22号
債務者　福井ゆかり
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５７号
大阪市北区長柄西１丁目１番37号、前住所大阪市生野区巽中４丁目４番29号
債務者　吉田　晋也
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６５号
大阪府豊中市春日町３丁目２番17号、前住所大阪府豊中市服部本町１丁目８番５―206号
債務者　竹株　哲男
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６７号
大阪府吹田市原町４丁目21番45―222号
債務者　伊東　奈美（旧姓眞方）
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３５号
大阪市浪速区戎本町２丁目４番22―501号
債務者　濵﨑　賢治
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６号
奈良県磯城郡田原本町大字小阪294番地の８
債務者　森村　資樹
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
奈良県大和高田市大中東町４番５号
債務者　若梅麻阿耶
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１１６３号
埼玉県新座市本多１丁目16番１―6022号
債務者　鎌田　祥子
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１３２０号
さいたま市大宮区櫛引町１丁目480番地　クアトロポルテ102
債務者　若林　万寿
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５号
埼玉県新座市西堀２丁目14番29号　平沢ハイツ203号室
債務者　和田　一弘
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９６７号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目10番20棟106号
債務者　石黒　典子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９９２号
千葉県船橋市北本町２丁目29番12号　船橋荘
債務者　太田　正榮
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９９４号
千葉県市川市新井１丁目10番10号
債務者　梅原　雅史
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係